

○委員長

ただいまから、第2回静岡県社会教育委員会を開催いたします。

今日はオンラインですので、座ったまま挨拶させていただきます。

本日、このような状態で開催をさせていただくことから、皆様も既に御存じのとおり、思いもよらないような社会情勢にあるわけですが、こういう中だからこそ、前回もお話しさせていただきましたが、社会教育の、いつでも、どこでも、誰でも、何でもという学びの、社会教育だけではなく、生涯学習の考え方を、いろいろな方々の学びを保証していけるような仕組みづくりを、逆にチャンスと捉えて、考えていける機会になっていければと個人的には思っております。

本日の第2回より、まずは障害のある方の生涯学習について、協議を進めさせていただきたいと思っております。こういう変則的な形の会議ですが、本学の学生もこういうふうにはオンラインで授業やっ
てる中で、意外とこのほうが意見を言いやすいとか、先生にわからないことを聞きやすいと言う学生もいたりして、ちょっと雰囲気が変わると気分も変わって、意見を出しやすくなることもあるかと思っております。そういうことで、本日も忌憚のない、いろいろな意見をお寄せいただければと思
います。よろしくお願いいたします。

本日の会の次第について確認をしたいと思います。

最初に、令和3年度の社会教育関係団体への補助金について、御意見を伺います。次に、事務局から第1回委員会の概要の報告と、国の障害者の生涯学習の推進方策について説明していただきます。最後に、障害者の生涯学習の現状について、そこに一番時間を取って協議を進めていきたいと思
います。本日もよろしくお願いいたします。

最初に、令和3年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金（案）について、委員の皆様
の意見を伺います。

こちらは、法律上、この委員会の役割になっております。どういうものかについて、事務局より説明をしていただきます。

○事務局

別紙資料、令和3年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金（案）を御用意ください。

資料の一番上を御覧ください。法令等で、補助金に関して委員の皆様
に御意見を頂く根拠を説明させていただきます。

まず憲法89条、全文は記載のとおりになります。

次に、現行の社会教育法第13条について、一部、太字になっているところを読み上げます。「国や地方公共団体が、社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあっては、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて、行わなければならない」となっております。つまり、社会教育振興のために補助金を支出することができます。ただし、支出する場合は、この委員会である社会教育委員の会議の意見を聞いて行うことが必要であるとなります。

法令の範囲内で補助対象事業とはどういうものなのか、その下、昭和34年社会教育審議会答申、社会教育関係団体への助成について、こちら一部抜粋です。おおむね、次の事業の「ア」から「ク」まで8つの事業が上げられています。

本日は、委員の皆様、各団体の事業内容等が「ア」から「ク」に該当していること等を御確認いただきたいと思います。なお、事業内容や補助金の執行状況などについては、関係各課で詳細を確認しております。

続いて、資料の表の説明をさせていただきます。社会教育関係団体への補助金については、担当課ごとに表にまとめてあります。表の左から、団体名、代表者、所在地、成立年月日、会員数、補助対象事業の概要、あとは補助金の令和2年度と令和3年度の予算になっております。記載されている内容はあくまでも案で、まだ確定したものではございません。今後、県議会で承認を得て、確定になります。

それでは、資料を見ていただく時間を取りまして、その後、御意見や御質問をお聞きしたいと思います。

○委員長

それでは、5分程度時間を取りますので、この資料を見ていただきたいと思います。よろしくお願ひします。5分ぐらいしたら、会を再開いたします。

(資料確認)

○委員長

5分ほど経過しましたので、御質問、御意見をいただければと思いますが、事務局から先に訂正をお願いします。

○事務局

資料の表面、社会教育課の欄の最初にある団体名、静岡県社会教育委員連絡協議会の会長のお名前が間違っていましたので、ここで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長

今年度改選がありまして、新会長に代わっているということですね。

それでは、委員の皆様から何か御意見ありましたら、よろしくお願いします。

○委員

1点だけ、ちょっと教えてください。

内容については、去年と同じような内容で、補助金の額も2年度と同じ金額を充てていただいていると思います。コロナ禍で、税収入も減っていると思われませんが、社会教育関係に対して、昨年と同じ補助金の計上額でよろしいのでしょうか。

うちの市でもかなり税収入が落ちてまして、昨年度の2割減とか3割減とかと言われてるんですけど、その辺は、この社会教育に関しましては、特に減額はなしということでよろしいですね。

○委員長

事務局から、よろしくお願いします。

○事務局

お答えをします。先ほど申しましたように、現時点での案でございますので、これで確定ではございません。ただし、これだけの額を補助金として出すことを計画はしております。どの団体も社会教育の振興に御尽力されておりますので、県としてはできる限り、現在の補助額を維持していきたいと考えております。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

教育委員会が社会教育委員の会議で補助金の交付に関する意見を聞くということですが、

資料に書かれた補助対象事業の概要だけでは、どんなことをやってるのか、わかりませんでした。

それと、補助金ですので、事業計画と事業報告で処理されてると思われませんが、その辺で何かわかる資料をつけていただけるとありがたいなと思います。

○委員長

事務局、お願いします。

○事務局

申し訳ございません。資料が足りないのではという御指摘でよろしいでしょうか。

○委員

はい。どんな事業をやっているのか分からなかったので、そういう資料があればいいなということでございます。

○事務局

大変申しわけございません。実は、この会場にはその資料を準備しております。これまで、余りに大量の資料になるものですから、それを印刷して、委員の皆様にお配りすることはしていません。その資料を、委員の皆様にご覧いただける機会があるときに見ていただくという形を、これまでとってまいりました。ただ、今回はオンラインなので、その部分が、オンライン対応の方策が抜け落ちてございました。

ですので、今年度については、大変申しわけありませんが、本日御用意した資料でオンラインの皆様は確認していただきたいです。次年度、オンライン参加もできるこのような開催形式のことを想定し、そこをどうするか、事前に事務局で考えていきたいと思っております。

○委員

何をやっているか、簡略的に表にまとめていただければよかったですかなと思いました。

以後、よろしく申し上げます。

○委員長

そのほかは、いかがですか。

○委員

先ほどの委員に追加するような質問ですが、青年団の連絡協議会が、67人の会員で、関係機関との連携強化、社会参加活動の推進で98万円を申請されているということについて、ほかのものに比べると、人数に対して金額が大きいと感じました。

けれど、青年団活動は、私の住む町では衰退してしまっていますがとても大事な活動であると思っています。どんな活動を毎年されているのか、答えられる範囲で教えていただきたいと思いました。

○委員長

事務局、お願いします。

○事務局

主な活動としては、地域のリーダー養成、青年の交流を通した諸活動の実施運営になります。資料の上段にPTA関係団体などが載っていますが、それらと比較すると、確かに会員数が少なくなっています。

これは、青年団に加入している人数になりますが、実際には、青年団が地域のリーダーとして、地域にいる数多くの青年に対して様々な活動をしています。このことから、活動人数は少ないように見えますが、実際に活動している人数とは異なる状況であり、ほかの団体よりも1人に対する額が大きくなっています。

○委員

とても大事な活動なので、どんな内容をされてるのかわかりました。ありがとうございました。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

資料の閲覧方法とか課題は残すところもありますが、令和3年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金（案）について、皆様に御了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長

では、御了解いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

この件は以上になります。

次第の3に移りたいと思います。第1回社会教育委員会の開催結果について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

資料1、第37期第1回静岡県社会教育委員会（概要）を御用意ください。

第1回社会教育委員会では、自己紹介、委員長、副委員長の挨拶の後、事務局から今期の諮問問題「誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成について」、その内容や社会教育における国の動向、県の取組について説明させていただきました。

その後の協議では、最初に静岡県が目指す生涯学習社会について事務局から説明させていただき、その後、各委員から、それぞれのお立場で、生涯学習社会について感じられてることを発表していただきました。ここで委員の皆様からいただいた御意見は、資料2に一部抜粋という形でまとめてあります。次は、そちらを御覧ください。

こちらは、発言内容を基に、幾つかの項目に整理して記載してあります。年齢に関連したこと、コロナ禍に関連したこと、外国にルーツのある人に関連したこと、社会教育の担い手に関連したこと、障害に関連したこと、その他、生涯学習全般に関連したことで、委員の皆様の見解を事務局で分類させていただきました。内容を詳しく見ますと、生涯学習社会について、課題と感じられてるものが皆様から多く上がり、今後の委員会の方向性に関して、参考にさせていただけるものではないかなと感じております。

○委員長

続いて、文部科学省から出された障害者の生涯学習の推進方策についての説明を、事務局からお願いしたいと思います。

○事務局

今から資料3から6を用いて、障害者の生涯学習について、国の動向を説明させていただきます。

まずは冊子になっております資料3です。

これは、文部科学省が設置した「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」から、平成31年3月に提出された報告書「障害者の生涯学習の推進方策について」です。その内容は5つの章で、全部で38ページにわたって構成されています。この内容をまとめた概要が資料4に

なります。今回は、A3折り込みでとじている資料4を用いて、社会教育に関する部分を中心に報告書の説明をいたします。

資料4の左上を御覧ください。第1章背景、1－障害者の生涯学習推進の意義について。

(1) 障害者を巡る社会情勢の進展で、平成23年に障害者基本法の改正を初め、障害者雇用促進法の改正など国内の制度改革が一気に進み、平成26年、国連の障害者権利条約が批准されました。

(2) 共生社会実現の必要性では、中教審初等中等教育分科会から報告されたり、国連で「誰一人として取り残さない」をテーマにしたSDGsが採択されたことを受け、障害の有無にかかわらず、一生涯にわたり学び、その成果を生かし、共に生きていく共生社会の実現を目指すことが求められています。

続いて、1章の2－障害者の学びを取り巻く現状と課題です。

(1) 障害者本人等へのアンケート調査で、こちらの主な回答の内容として、「障害者の学習機会の充実が重要」と答えた割合が81.1%と非常に高い値になっております。しかし、一方で、「知りたいことを学ぶための場やプログラムが身近にある」と答えた方の割合は、32.8%という低い値になっております。(2)の3－社会教育施設である公民館や生涯学習センター等への調査では、「障害者の学習活動の支援に関わった経験がある」と答えたのが14.5%。また、担当がいる、もしくは組織があるという回答は、5%台、3%台と一桁になっております。そのほか、各種調査のデータがあります。そちらは、報告書の8から12ページにわたってまとめてありますので、また御覧ください。

次に、2章について説明をさせていただきます。第2章－障害者の生涯学習推進の方向性、1－目指す社会像です。

先ほどの各種調査から、特別支援学校卒業後において、仲間と交流し、学び合う場が非常に限られていることや、情報が必要な人に行き届いていないことなどが課題として、明らかになっております。そこで、(1)誰もが、障害の有無にかかわらず、学び続けることのできる社会であることが求められています。また、単に障害のある方を支援される側として捉えるのではなく、(2)障害者が自らの個性や得意分野を生かして、参加できる社会であることが求められています。

次にそこから右の部分です。障害者の生涯学習推進において、特に注視すべき視点で4点上げられています。ここでは、(1)本人のニーズに合った内容より主体的な学びの重視や、(4)障害のある人がどのようなことに困難を感じ、どのような支援があれば共に学び合うことができるのか、障害に関する社会全体の理解の向上が大切だと述べられています。

続いて、3章の説明をさせていただきます。障害者の生涯学習を推進するための方策です。

先ほど説明しましたが、第2章の方向性を基に、推進方策が大きく4つにまとめられています。まず、1－学校卒業後における障害者の学びの場づくりです。(1)学校卒業後から社会に出た24才までを「移行期」と言っていて、その移行期の学びの充実。(2)移行期も含めて、各ライフステージにおいて求められる学びの充実が提言として出ております。特に(2)の②公民館ですが、多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進として、本人アンケート調査において、活用したい意向が高い公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座等の充実が求められています。さらに、(3)障害の特性を踏まえ、特に考慮すべき事項で、障害をそれぞれ踏まえた、特に考慮すべき事項が整理されて、報告書にはまとめられています。

次に右側に記載されている、2－障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場づくりの部分で、ここでは3つのバリアという言葉で、報告書では紹介されています。3つとは、1つ目、環境のバリア。2つ目、意識のバリア。3つ目、情報のバリアという言葉が使われていて、それを解消していくことを提言しています。このバリアが示す具体に関しては、報告書26ページの脚注に記載されていますので、またお時間あるときに御覧ください。

続いて、3章の3－障害に関する理解促進です。特に、(2)多様な主体と連携した社会における障害理解の促進の項目ですが、まずは行政職員が障害理解を深めた上で、社会教育関係者や住民への普及啓発、また社会福祉協議会との連携など、このあたりは社会教育関係者に期待される部分かと思われます。

4－障害者の学びを推進するための基盤整備では、主に行政に向けた体制づくりや学習を推進する担い手の人材確保等の提議がされており、その中には、(2)の社会教育士という資格を持った者の活用方策の検討や、(3)幅広い人々の参画を得たところで、障害者教育分野を目指す学生の参画などが上げられています。

続いて、第4章、障害者の生涯学習推進に向けて、早急に実施すべき取り組みについて説明をいたします。

こちらですが、1、国に、2、地方公共団体に、3、特別支援学校に、4、大学に、5、社会福祉法人やNPO法人など民間団体に、それぞれに期待される取組で報告書はまとめられています。特に2の地方公共団体に求められる取組で、教育行政や福祉行政との連携などが求められていると書かれています。ここの内容に関しては、後ほど資料5と6で説明いたします。

第5章に関しては、国に求める提言内容になってますので、ここでは省略させていただきます。

以上、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」の報告書について、これから協議をしていただく上で、関係が深いと思われる内容を中心に説明をさせていただきました。

最後に、文部科学省が通知した資料5と6を使って、もう少し地方公共団体に求められるところを詳しく説明いたします。

文部科学省は、今、説明しました報告書の内容を受けまして、幾つかある提言の中でも、令和4年度までに、特に「都道府県・市町村に期待される取組」で通知を出しております。それが資料5と6になります。今回、資料6の概要を使って説明をさせていただきます。

1番目、障害者の多様な学習活動の充実で、1つ目の「・」、地域における障害者の学びの場の確保、「・」の2つ目、3つ目から、特別支援学校と社会教育が連携した取り組み等の推進が上げられています。

2番目、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場づくりで、都道府県、市町村や公民館等の主催事業や講座等の合理的配慮の観点から見直しをしていく。障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場が拡大することを期待しているということです。

続いて、3と4です。3番目、障害に関する理解促進では、行政と社会福祉協議会等が連携・協同を図り、地域における障害に関する理解・促進を図ること。

4番目では、障害者の学びの場づくりの担い手の育成では、「・」の2つ目、県による市町村の生涯学習支援担当者を対象とした人材育成研修の実施が期待されています。

最後5番目、障害者の学びを推進するための基盤整備では、大きく（1）（2）（3）と取組がありまして、まず（1）連携体制の構築、学びの場の確保については、特に社会教育の関係することで、3つ目の「・」、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たす社会教育委員や、各種協議会に、特別支援教育の教員や障害福祉関係者、障害者等の参加が進むように、その運営を見直すことが求められています。まさに、この会がその会議となっております。（3）都道府県、市町村の教育振興基本計画に、障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置づけることが求められていると、文部科学省から通知が出ております。

以上、いろいろと説明させていただきましたが、このように障害者の生涯学習を国で推進する動きがあります。これらを受けまして、第37期の社会教育委員の皆様には、さまざまな視点で、障害者の生涯学習等について、今後、第5回の委員会までの予定で御協議いただき、幅広い御意見をいただければと考えております。

○委員長

協議の前に、今説明していただいたものに関しまして、何か御質問がありましたら、よろしくお願ひします。また、話をしていく中で、少しわからないところは事務局にも聞きながらという形で、

協議に移りたいと思います。

今、国の取組の説明をもらったわけですが、障害者の生涯学習の現状について、皆様から御意見をいただきたいと思います。

あらかじめ、今日は、そのことについて、よく御存じでいらっしゃる委員に、先に、どのような現状であるかを御発表いただくようお願いしてありますので、お二人の意見をまず聞いて、それから、そのほかの皆様御意見を伺っていただければと思います。お二人の委員におかれましては、御多用のところ、ありがとうございます。

○委員

生涯学習の現状について、特別支援学校の教員の立場で少し紹介させていただきます。資料があるので、それも一緒に見てください。

私が特別支援学校の教員になったのは30年ぐらい前ですが、その頃は自立、社会参加を目指して、健常者と同じようにできるようになることを大切にしていました。言いかえると、できないと地域社会に入れないと捉え、できることを増やすことを目的に、地域社会で行われていることを、保護者と協働して、学校に持ち込んでやっていました。そこに書いてあります、お祭りとか、遠足とかスポーツ、芸術、旅行云々。あと、成人式もそうです。

なぜ、学校に取り入れてやったかと言うと、障害のある児童・生徒にとって、学校は通い入れた場所であって、知っている人がいるので、とても安心して参加ができました。それから、育成会の余暇活動、各種スポーツ教室など、多様な場、多様な支援の出現もありました。

それが、30年経ち考え方が変わってきて、今はできるようになることを大切にしながらも、ICFの考え方、障害観としては、その人を取り囲む環境に操作しよう働きかけようと、また、その人の生活の質の向上を考えるようにかわってきました。

そのような流れの中で、障害のある人の、学びたいとか、関わりたいとか、走りたい、歌いたい、描きたいという夢の実現に答えるべく、取り組みが変わってきています。学校の授業も、教授型の授業から、主体性を育む、意欲を高めることを目指した授業に変わってきています。

また、一人一人の障害の程度がさまざまなので、できることに着目しながら、そのよさを引き上げよう、さらに伸ばそうという考え方に変わってきていると思います。

地域とよりよくつながる取組、知ってもらう取組、により、一緒にいることが当たり前になることを目指して、平成31年から、「交流籍」を活用した交流及び共同学習が取り入れられました。これは、居住地の学校に籍を置き、年間3回程度、地域の学校で学ぶという仕組みです。

それから、多様な人材活用という事業は、地域にいらっしゃる専門家を、特別支援学校にゲストティーチャーとして招いて、様々なことを教えていただいたり、またつながったりすることで、学校を知ってもらう取組です。本校では、過日、音楽の授業で、地域の民謡の先生から学びました。そのほかに、静岡茶講座では日本茶インストラクターからお茶の淹れ方を、スポーツ応援隊事業ではパラリンピアンから車椅子で走ることを学びました。ほかの特別支援学校でも、この取組は活発にしています。

前任校では、社会福祉協議会と連携して、公民館で行われているS型デイサービス、静岡型デイサービスと言うようですが、生徒が公民館に行き地域の御高齢の方と一緒に茶話会をしたり、ゲームをしたり、そういうサービスを提供する作業学習展開していました。

それから、静岡就労研究会という自主研究会が、高等部を卒業した卒業生のアンケート調査をしました。先ほど国の調査にもありましたように、卒業後5年、10年というカテゴリーでアンケート調査をしたところ、働きながら学びたいと思っている声が多くありました。

つなぐというところでは、高等部から社会に出る移行期に移行支援会議という会議を設け、学校と福祉、職場をつなぐことに取り組んでいます。

それから、学ぶ機会の場としては、「大学で学ぼう」、「青年学級」、5年ほど前には重度心身障害者を対象とした学びで、「つばさカレッジ」が行われています。

余暇を楽しむ機会としては、スケート教室、スポーツ大会、芸術サークル、音楽サークルなどが行われています。

発信する機会としては、「チーム輝き」という取り組みで、年に1回静岡駅のコンコースで、障害のある方の芸術等の発表を行っています。これも10年以上続いています。

昨日でしたか、ダウン症モデルが取り上げられていたかと思いますが、障害者のモデルやウォーキング教室など、新たな幅広い視野での取組が広まってきています。

芸術の分野では、これは焼津市の取り組みで、「Wac (ワック)」というグループが、店舗とコラボして商品開発をした動きもあります。

地域に貢献する機会としては、三保の松原の清掃活動。これは企業の主催のものですが、それと青年学級がリンクして、一緒にやるような取組もあります。

前回にも少しお伝えしましたが、障害のある人にはまだまだ壁があります。学びの場も限られているというのは、先ほどの国の報告にもありました。

ここには、健常の方と同じようにはできないという保護者の悩みがあったり、伸び伸びと活動できないという子供の実態があったりします。命に関わる防災訓練にも参加できないという現状も、

まだあります。

オリンピック・パラリンピックの関係から考えると、一般の人も参加できる環境、当事者が集まって、安心して参加できる環境もまだまだ必要と考えています。

多様な施設の建設時に、障害者団体にアドバイスを聞くようになり、袋井市の「さわやかアリーナ」の建設では、意見を取り入れたことにより、障害者の利用率が上がっていると情報が入っております。

○委員長

細かいいろいろな状況を教えていただいて、ありがとうございました。

続いて、次の委員の方は発表をよろしくお願いします。

○委員

特に資料は用意しなかったのですが、口頭で皆さんにお伝えしたいと思います。障害者の生涯学習についてということでお題をいただきましたが、3点に絞ってお話したいと思います。

1点目は、当事者団体が行っている講座の現状です。2点目が、浜松市内の協働センターの生涯学習講座の障害者の参加状況。3点目が、実際行われた、障害者が参加した講座の様子。

以上の順でお話したいと思います。

1点目、当事者団体が行っている講座の現状です。私たちは当事者団体なので、障害のある御本人さんたちが参加できるものを企画しております。本人さんたちが中心になって、保護者や支援者、支援者といっても、ほとんど保護者の方になってしまうんですが、サポートしながら活動をしています。例えば、タケノコ掘りや芋掘りなどの体験、歌やボーリングなどのレクリエーション、年に一、二回日帰り旅行などをしております。年々参加者が増えてる感じがします。残念ですが、そこには自分たちが企画しなければ、こういった講座がない背景があると思います。また、当事者団体の企画ではありませんが、他には市が主催で、障害者向けのパソコン講座や絵の講座などもありますし、パラスポーツなども現在は盛んになってると思いますが、能力的なことや年齢などいろいろな縛りがあって、誰でも障害のある方が参加できるようになってないのが現状です。

2点目は、浜松市内の協働センターの生涯学習講座の障害者の参加状況です。

浜松市内には、各区の中学校区に協働センターがあります。いわゆる、以前の言い方ですと公民館、そこではさまざまな生涯学習講座が開かれていますが、実際、参加してる障害者がどれだけいるのでしょうか。近くの協働センターに聞いてみたところ、障害者の参加はほとんどないと言って

ました。実際にチラシを見て、果たして障害者が参加してみたいと思うかどうか、誰でも来ていいですよというチラシになっているのでしょうか。協働センター側としては、申し込みがあったら断らない。受入れるために何をしたらいいか考えますと言ってくさいましたが、かなり消極的だなというのが印象です。一般向けの生涯学習講座に障害者の参加が難しければ、障害者対象に講座を企画していただけないか。その場合のサポートはこちらがしますとお話ししましたところ、協働センターの講座自体、地域に開かれていなくてはならないため、障害者に対象を絞った講座はできないと言われました。ぜひ一緒に学べる機会があったらいいのではないかと思います。

また、浜松市教育委員会の生涯学習担当者にもこの点を聞きましたが、実態を調査してなくて、それぞれの協働センターに聞かないと障害者の参加状況が分からないということでした。こういった実態の調査も、ぜひやっていただけたらと思いました。

3点目、実際行われた障害者が参加したときの講座の様子です。実は先月、子供向けの生涯学習講座、哲学カフェという講座が、協働センターで、小学生対象に開かれました。

たまたま娘の通う施設がよく哲学カフェを開いているので、そこの施設のスタッフが講座の講師をしました。そのときのスタッフに聞いたんですけれども、小学生が1年生から6年生まで、皆さん来てらしたんですが、緊張して、何を話していいか分からなくて、ちょっと小学生が困っていたようです。皆さんで好きなことを語るという会だったんですけど、その講座に知的障害の人も参加してたんですが、その知的障害の人たちが講座の意味を全然理解してないので、そこで好き勝手なことをしてたんです。ただ座っている人、独り言を言ってる人、寝転んでる人、さまざまなことをしてたんですが、その様子を見た小学生が、みんなそれぞれ違っていいんだと気持ちが楽になって、皆さんが、それぞれ緊張がほぐれて、お話ができたそうです。私、これを聞いたときに、共に生きるって、そういうことだなとすごく実感しました。

この話を聞いたときに、前回の会議で、委員長がお話しされたことも思い出しまして、当事者側からすると、どうしても支援してくださいとか、サポートしてくださいというお願いすることがすごく多くなってしまふんです。ただ、障害のある方から学べるもの、一緒にいて生かせるものがないので、いろいろ聞いたのですけれども、障害者についての知識が少ないので、すごく皆さん気持ちはあるんですけど、具体的に何をしたらいいか分からない。だから、何もできてないことがすごく、よく分かりました。

2月8日に、私たち、久しぶりに浜松市の社協主催で、小・中・高の福祉教育担当者に、知的障害・発達障害の啓発の講演をしました。45分間の講演だったんですが、そのときに皆さんの御意見を聞くに当たって、いろんなことを伝える重要性をすごく感じました。

先ほども言いましたが、この会にはいろいろなお立場の方が集まっていられるので、偏りのない社会を開くことがとても大切になっていくと思いますので、当事者の団体としては、どうしてもお願いするよう形になってしまいますので、皆さんと多方面から考えていけたらいいなと思っています。

○委員長

では、今のお二人の委員の貴重な御発表を参考にして、また、それぞれのお立場での御経験を踏まえて、障害者の生涯学習の現状について、委員の皆様御意見を伺えればと思います。

その前に、ICFの略のものは何かを、どういう考え方を教えてもらえたらありがたいです。

○事務局

特別支援教育課です。

ICFは、WHOで定義として打ち出しているもので、福祉モデルといわれるものです。

障害者自身が自立のために、疾病であったり、疾患であったりを自分で改善していくという従来の考え方から、福祉の側面としてサポートできる形をとりながら、本人の自立を促していこうというモデルです。

○委員長

わかりました。健常者と同じようになるように、「頑張れ」と言うのではなくて、その人をサポートしながら、できることをより高く上げていってあげようという考え方ですね。ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見を伺っていきたいと思います。どなたか口火を切っていただける方がいれば、その方からと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

今までそのような認識がなく、今、お二人のお話を聞いて、すごく綿密な障害のある方の学習支援をしてることがわかり、本当に感心いたしました。

今まで私はそのような話を聞いても、何か表面的なことだけの話を聞いてきたような感じがして、本当に恥ずかしいと思い、これから、もっと関わっていけたらいいなとつくづく思いました。

自分の近辺にも、本当にいらっしゃるはずですが、なかなか会えなかったり、わからなかったり

するのが今の現状であり、それが私の取組だったと思いました。これからは、もう少し注意深く周りを見渡し、活動できるようにしたいと思います。

本日は、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

○委員長

次の委員、お願いします。

○委員

私は、PTAの代表ですが、ちょうど勤務先で、今、事務職で3人の障害のある方と、一緒に働いています。先ほど発表していただいたお話の中に、障害者の方から学べるという話がありましたが、まさにそのとおりです。

我々健常者は、正直なところ仕事をするときに、どこかサボタージュ意識を持ってしまうんですけども、障害のある方は、これをやってくださいと言うと、止めていいですというまで仕事をする生真面目な性格の持ち主の方が多いです。そういったところを見習って、我々健常者はこれでいいのかと、いつも考えさせられるようなことが多々あります。

また、障害のある方の中で、非常に勉強熱心な方が多いように感じております。中でも労働衛生管理者という資格を今度受けに行くんですが、本人の履歴書をいろいろ見てましたら、大学も出ている方でして、勉強をしっかりすれば受かるなという状況ですので、うちにとっては更に力になってくると思います。

一緒に働くことによって、このような社風に我ながら感慨深く思っております。お互いいいところを伸ばせるような状況がありますので、生涯学習という部分に関しても、本人にとっても非常にありがたい話だと思いますし、私どもにとっても、共に働く仲間として、協働していけるのかなと感じております。

それと、先ほどICFという考え方があるという話の中で、その部分も力を入れていかないといけないのかなと感じました。非常に興味深い話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

○委員長

次、いかがでしょうか。ぜひ、社会教育の中での現状等を御紹介ください。

○委員

両委員様、いろいろと障害者の生涯学習についての御報告ありがとうございました。

私、社会教育委員を長年やっております、社会教育委員の立場から言いますと、今、例えば公民館等を通して、子供からお年寄りまで生涯学習を学べる、学びの場を提供するのが我々社会教育委員の役割の1つかなと考えております。

その学びの場の提供を与えるに、どんな方を与えるかという、一応、私たちの頭の中には、誰もが参加できて学べる、そんな生涯学習を目指しているんですが、実際に障害のある方が、そこに、本当に参加できてるかと考えましたら、今のお二人の話を聞きまして、いや、そのところ、かなり何か置き忘れてきちゃったのかなというのが私の反省点でございます。

先ほど、委員からも御発言がありましたけど、障害のある方には、まだまだ学びの場が少なく、障害のある方の個性を生かした学びだとか、その方の特性に合った学びの場を提供されてるというお話もあったのですが、まだまだ壁があるし、学びの場が限られているという御発言でした。

これは御報告いただいた委員に質問ですけど、委員の考えられている、「学びの場が限られている」というのは、例えば、理想が100%といたしましたら、現状ですと大体、障害者の学びの場はどれぐらいの感じですか。何%ぐらいですか。

そのところが、私と委員とではかなり差があるのではないかなと思って。結構、私は、誰もが学びの場に参加できるという形で今まで進めてきたのですが、こうやっていろいろ話を聞きますと、障害のある方に、本当に学びの場を提供できるような学習内容だとか講座を提供してきたかという、なかなかそこまで考えていなかったのかなというのが反省点で、そういうところでかなりまだ壁があるし、限定されてるということだと思います。

その辺で、今、委員の現状でどれぐらいなのかなと、大体の感じでよろしいのでお聞きできればと思います。

○委員

どこをゴール地点と考えているかが、皆さんさまざまなので、それがなくて何パーセントかと答えられないのですが、横の広がりが出ていますと感じています。種類が増えてきています。

スポーツは割と早かったのですが、今は芸術分野で、先ほどはモデル。モデルは健常の方がやるという先入観があったけど、障害の方も種類は広がっていると思うのです。

もう一つは、別の委員から、スポーツの場はあるけど、制限があって、やりたいと参加してる方の気持ちを聞いていませんでした。そこは同じだと思うんです。

100%は言えませんが、広がっているからこそ、充実度が今度求められる時期に入ってきたのかと思います。それには、当事者の保護者のニーズを把握しないと分からないかなと思っています。

○委員

確かに、委員のおっしゃるように、ゴール地点がないと、それに対して現状がどれぐらいかというのは、なかなか言いづらいのかなと思います。結局、我々の今期前半のテーマが「障害者の生涯学習」だと思いますから、その目標を解決するためには、現状がどのような感じなのか把握できないと、なかなか、その目標を達成するための対策だとか、手段が取れないのかなと思ひまして、そのような質問をさせていただきました。

○委員長

副委員長、お願いします。

○副委員長

貴重なお話をありがとうございました。大変勉強させていただきました。

特に、障害の有無にかかわらず参加できますという話で、それがなかなか参加しにくいといった話があったかと思います。

私が関わってるキャンプの事業で、聾の子たちを対象にしたのがあります。一般の子たち対象と同じキャンプですけど、入り口は2つです。行ってみたら、同じキャンプ場で行われるのに関わったことがあるんですけど、聾の子はそれほど多くはないけど普通に参加している子たちといらっしやるというものです。

一緒にやることについて、なかなか全部できないこともあるけれども、案外やれてしまうことも多かったりするので。子供なので、結構そういうことに対する抵抗感がないというか、なじむのが早くて、手話を覚えたり、そういう人たちに対しての配慮もできるようになっていきます。周りがすごく騒がしかったり、興奮したりすると、障害者はすごくストレスになるので、できるだけそうならないようにしようと気をつけるような副次的な効果も見えたりして、ちょっとした工夫で募集すれば、こういうこともできるんだろうなと思いました。

もう一つは、大学あたりだと、特別な配慮を要する学生の対処で、障害ではないけれども、人前で発表したりするのにすごく抵抗があったりとか、トイレが近いとか、いろいろな子たちがいます。あと、大人数の前へ出ることにすごく抵抗がある子もいるので、今日お伺いした話とは関係ないか

もしれませんが、周辺的な問題として、これから考えなくてはいけないのかなと思いました。

○委員長

この後、オンライン参加して下さった方々に御意見を伺えればと思います。

○委員

私は、学校教育という立場で日々業務を行っていますけれども、今いろいろなお話を聞いたり、資料を見たりしながら思ったことが、障害者の学びを推進するための基盤の整備が大切だということです。皆さん、ずっとおっしゃっていらしたと思いますが、そのためには生涯学習の推進を担う人を育てていく必要があると資料にも書いてあるわけです。

そのためには、障害のある人への理解の促進がとても大切です。本校は小学校で特別支援学級が2学級あるのですが、通常級の子どもたちが最初に接する障害のある人は、特別支援学級の子どもかもしれません。なるべく自然な形でまずは交流して行って、お互いによく知り合うという経験が、小さいときから、とても必要だと思います。

本校では、特別支援学級の子どもが、朝、必ず交流学級に行って、朝の会を一緒に行い、また特別支援学級に帰ってくるという生活を行っています。

1年生の子は、特別支援学級から通常級の朝の会に行くときに、教室に入るときに「おはようございます」と大きな声で入っていき、終わって特別支援学級に帰ってくるときには、通常級の子どもたちに「行ってきます」と言って、戻ります。そんな自然な関係をまずは築いていくことが、理解の第一歩かなと感じました。

あと、障害のある方々が、将来の生涯学習につながっていくには、やはり学ぶことが楽しいという主体的な思いが、とても必要なのではないかなと思いました。そういう経験があることが必要だと思います。

誰もが、学校に入って学ぶわけですので、まずは学校での学びが楽しいという経験をたくさんさせてあげたい。それから、誰とでも学べるという経験を、学校教育においてはしてあげたいなと思います。先ほど、委員のおっしゃっていた交流籍もその1つだと思いますので、そういうことをとても大切に、小さいころからの土台づくりが大切だと学校教育の立場からは思いました。

○委員

行政の分野も、やはり社会教育の部門には、障害者に特化した講座はあまりやっていないのでは

ないかなと思います。ただ、先ほど副委員長がおっしゃいました少年キャンプでは、時々、保護者の方から御相談をいただきながら、一緒に障害のある子供を入れて、普通のカリキュラムでやるパターンは聞いてます。ただ、ある程度バックアップの配慮は、事前に相談していただければできると聞いてますので、受ける側の方からのそのようなアプローチも必要なかなと思いました。

あと、行政の福祉分野では、障害のある方々の特化した講座はやってると思うんです。ただ、それに関しては、行政の社会教育の部門では、まだ掌握はしていない部分があります。資料の中でも、市町村の障害者学習支援担当職員という単語は出てくるんですが、まだまだ、そこまで実際のところ市町では進んでいないのが現状かなと思いました。

その辺を、静岡県社会教育の中でどう取り込んでいくか、課題かなと思いました。

○委員

誰もが学び、生きる共生社会には、共に学び、生きる場が必要だと思います。それは、公民館だとか協働センターという公の施設だとか、先ほどのお話では、地下街でしたか、そういうものがあると思います。

そういう場を設けて、みんなが気楽に集まれる。別に1年に1回じゃなくて、行きたいなと思ったときに集まって楽しめる場はすごく大切で、それは障害のない子にとっても貴重な場になると思います。

ただそこに、障害のある方が行く交通手段というか移動手段に対しての支援も考えないと、そのたびに御家族に負担をかけるようでは、まだ「共に学び共に生きる社会」とは言えないのではないかなと思いました。

そういう移動のサポートについて、目的地で学習は始まるのではなくて、移動の最中にも学習の機会があるのではないかという視点でも考えていくことが必要だと思います。

○委員

私たち社会福祉協議会は、委員発表にありました青年学級を実施しています。青年学級は知的の障害のある中学卒業以上、15才以上の参加が可能で高等部を卒業した方たちが多いです。

青年学級といっても、実は60才近い方もいらっしゃって、年齢がとても幅広くなることによる弊害と、一緒にやるよさとの両方があります。1か所あればよいということだけでなく、年代別に参加できる事業を選べるようになることも大切ではないかと思っています。

また、以前は、若い青年層の人たちが関わってくださっていましたが、近年は、保護者の方や、

民生委員の障害福祉部会の方にお手伝いをお願いしています。民生委員からは、なかなか御本人たちに直接関わる機会がないので、「月に1回大変だけれど、関わると私たちも元気をもらおうよ」という声をいただいている、とてもありがたいところです。

当日、保護者の方が、必ず参加をされる方も中にはいらっしゃる、保護者の方同士が懇談できる場となっているよさもある一方で、先ほど別の委員から家族が送迎を負担するのはいかなものかとの意見がありましたように、保護者が参加しなくても、御本人だけが参加できる場の確保も必要であると感じています。

当方主催の青年学級は、保護者と一緒に参加することを条件とはしていませんが、必ず保護者をつけてくださいという事業も少なくありません。御本人の気持ちを踏まえた上で、安全面とバックアップの体制を、保護者以外で確保しておくことも、大事な視点かと思いました。

もう一点、子ども会の加入についての意見です。先ほど別の委員から、スポーツ少年団に入っているか、同じように誘ってもらっているか、お祭りに当たり前に参加しているかという指摘がありました。

実は、子ども会への参加を拒まれて、すごくつらかったという障害のある子をもつ親御さんの声が上がっています。一方で、同じ市内でも地元の子ども会に、普通に加入しているという事例もあります。これは、子ども会自体を学校の通学区の子ども会として捉えるのか、地区の子ども会活動と捉えるのかという視点に違いがあるのではないかと思います。学校の子ども会と捉えた時、代表の方は、特別支援学校という違う学校に通うお子さんが加入することはすぐわないと考えたのではないのでしょうか。けれど、例えば、単位子ども会が開催するクリスマス会等は、学校外の活動として地域の公会堂等で行われています。

子ども会は、確かにPTA活動とつながりの深い活動ですが、子ども会単独の会費を集めて事業を実施する地域活動としての啓発を、例えば、学校のPTAの子ども会代表が集まる会等でしていくことができたら、意識が少し変わっていくかもしれないと考えました。

○委員長

今の内容で教えてほしいですけど、掛川の青年学級は社協でやってくれていて、健常者は対象ではないですか。

○委員

誰でも参加できる事業です。以前は高校を卒業した子たちや、大学生が入っていました。けれど、

最近は若い人たちがいなくなり、ここ15年ぐらいは、学級生は障害のある方たちのみ、スタッフは民生委員や親御さんという形になっています。社協同士の情報交換の中では、どこの市町も、青年ボランティア層が薄くなっているという実態はあると聞いています。

福祉ボランティアも、将来、福祉職に就きたい子たちが来る。そうでない子は来ないという実態があります。

○委員長

皆さんから意見をいただきましたが、いろいろ聞いて、そのほか思われたこと等ございますか。

それでは、私から少し意見というか、いろいろ感じたこと等をお伝えします。

私も、障害のある方とということ、日常の生活の中で関わることはありますが、この仕事をしていて、やはり、限られた人たちとしか、まだ毎日の生活交流をしてないなということは、少し反省しました。

ただ、いろいろなことを聞いていく中で、今、障害者の人をとということで話をしていますが、委員発表から教えていただいたICFの考え方の中で、その子ができることを伸ばしていく、それは健常者でも一緒じゃないかなと思います。今の世の中を生きていく中で、やはり昔は、みんなと同じようにということに重点が置かれていて、確かに社会の中でも、同じようにできていくことが求められていました。そういう中で、ものづくりをしていく。生産性を高めるための何か活動をしていくときに、一緒に何かをやるときに、同じことができることが求められてた時代が長く続いたと思うのです。

近代化の中では工場で分業が進んで、ベルトコンベヤーですと製品を作っていくときに、ある場所の人は、同じようにネジが巻けるとか、同じように車のタイヤをはめ込めるとか、それが3交代で、AさんがBさんになったときにネジの締め方が緩くなってしまったら、質が同じ物を作れなくなるから、そこで働く人に求められていたのは、質が同じということだったと思うのです。

それが今、質が同じ物を求めるところは、それこそAIが人間よりも正確に、システムを作っていけば、同じようにやってくれます。では、人間が何をしていくのかと言ったら、そこは個性というか、その人の持ち味を生かして、多様性のある社会、それぞれの人が生き生きと生きていく社会を作っていくところになると思うのです。

そうすると、私は、できることを伸ばしていく特別支援教育は、ある意味、これから目指す社会にしてみると、先を行ってる教育観と思うのです。そこに今チェンジしているときに、すごくお手本になる子供への接し方かなとすごく感じてるのです。

副委員長も話しましたが、大学でも、今、一斉で授業をやりますけど、やはり大学生への対応は本当に個別対応です。学生ってこんなもんだろうなと、見た目も私服になりますから、こういう服装の子はこんな子だろうなというのが外れる。それぞれです。おとなしそうな子がそうでなかったり、言い方は悪いですけど、この服装だったら、こんな子だろうと思うと、意外とそうじゃなかったりとか、それぞれです。その中で、社会へ出ていく、就職に結びつけていくときに、この子をどう結びつけていくかという、やっぱりこの子の持ち味を、この子がこの会社に行ったら、こういうふうに活躍できます。そこをアピールしていくのが大事で、多分、社会もそれを求めているんだと思うのです。今、何ができますかと。

そう考えると、障害に限って今話をしましたが、そのことは、いつでも、どこでも、何でも学べる生涯学習社会を目指す学びの支援の仕方の一番のモデルを示していくことになるのではないかなと思います。障害者の生涯学習支援を通して、障害者だけでなく、健常者も含めた全ての人々の学びの支援のプロトタイプというか、原型を作っていけることになるのかなと勝手に感じていました。

今、社会としても目指しているところは、同じような人を作るのではなくて、いろんな人が共生していく社会なので、その社会を体験できる、未来に自分がそこに生きていく、その社会を小さな社会として体験できていくような、共に生きて、その中で学ぶ場を設定して行って、そこで、この人はこうだから、じゃあ、その人に自分ができることは何か考える。自分には、これができなかったら、誰にどうやってお願いしたら一緒にやっていけるかなとか。学び合える場を設定していくことが、社会に入っていく前段階の予備教育という意味では、重要になってくるのかなと感じています。

やはり、どういう社会を目指していくのかという中で、それぞれの人々がどう関わって学び合っていくのかの意味でも、ゴールをしっかりと決めて、障害者の生涯学習支援を検討していけたらいいのかなと感じました。

そういう中でも、事務局からの国の説明の中でも、環境、意識、情報のバリアフリーとありましたが、一番障壁になるのは意識というんですか、皆さんのお互いの捉え方だと思うんです。こういうことが欠けた人は、欠けたとこばかり見てたらだめだとか。だから、その人は多分、自分の欠けたところも認めたくないのかもしれない。だけど、人間完璧な人なんていないのだから、お互いの持ち味をお互いに評価し合っていけるようなのが普通だということで、いろんな人と関わることを、小学校など小さいときから経験する、そういう環境ってすごく大事ななと思いました。子どもが参加するキャンプも、意外とやってみると、やれてしまうのだろうなと思うんです。

公民館の学習も、これは障害者の人向けとか、これは普通の人向けとか、高齢者の人向けって、それぞれに特徴をつかんで、支援をしながらというところがあるけど、何か1つぐらいは誰が来てもいいというお題で講座を開いて、そういう中で学び合えるようなものを作れたらいいのかなと感じました。

何にしても、そういうことを捉えていく意識を変えていかないと、と思います。それをどう共有し合えるか、もともとの価値観が急激に、去年から今年になって激変してるわけですから、そういう中で、違う価値観同士がどこを共有していけるか、認め合っていけるかに入っていると思うので、そういう意味でも、障害者の生涯学習を考えることで、私たち自身が意識の変容を心がけていくことが大事だろうなと思います。

委員の意見の中でありましたが、障害のある方を雇用し共に働く素晴らしい取組されてて、幸せですね、きっとそこで働いてる方たち。そういう会社が増えたら、もう十分、障害者の生涯学習支援になっているのではないかなとも感じました。

最初にも申し上げましたけれど、決して、障害者の生涯学習支援を考えることが、それだけを考えることではなく、生涯学習社会全体の未来像を作っていく第一歩の作業と位置づけられるかなと感じます。

まだ時間が少しあるので、何か御意見がある方がいらっしゃれば、いかがでしょうか。

○副委員長

今回説明した答申ではないのですが、平成20年の中教審答申（新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について）に、これからの生涯学習支援のあり方の1つに「継承から創造」へというのがありました。同質性を求めて水準を上げるというのは明治時代、西洋の先進国に追いつけ追い越せみたいな時代では、「継承」は確かに求められていたのですが、それから今、「創造」を必要としているときに、障害の有無にかかわらず、その人の個性を生かさない手はないのです。そうしないと見出せるものも見出せないのではないかと思うのです。

障害のある人の個性もこれからの世の中を作っていくときに大事な資質であるけれども、その人が生涯学習できる環境にないと、なかなか生かされないところが今問題になっているので、そこをどうにかしなければならぬところだろうなと思いました。

○委員長

人口減少社会にも入ってますので、もう競争ではなくて共存というか、助け合わない、多分こ

れからの社会は生きていけない。競争して誰かを蹴落とすではなく、1人たりとも大事ですから、これからは今まで以上に。

だから、できることをとにかく最大限する。お互いが精一杯その能力を出し合うことが、本当に大事になってくると思うのです。そういう意味で、本当にそれぞれの持ち味が出せるための学びの仕組みを考えていけたらなと考えております。

まだ、いろいろ御意見あろうかと思えますけれども、また、次回の方に御意見を伺えればと思います。またその間に、どうしても言いたいということがあれば、事務局に伝えていただければ、記録としてとっていただいて、次回、また皆様に御紹介したいと思います。

貴重な御意見、今日はオンラインでの御参加もしていただきまして、ありがとうございました。

本日はこれで終了しますが、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局

委員の皆様、ありがとうございました。

本委員会の会議録については、また2週間後ぐらいに、メールにて委員の皆様にご送らせていただきますので、御自身の発言部分の御確認をお願いいたします。よろしく申し上げます。

また、今回、初めてのオンラインの試みでした。今後もこの方法を考えていく必要があるかなと思っておりますので、やってみての御感想等を書く紙を作って、皆様に送りたいと思っておりますので、申しわけありませんが、御協力いただければと思います。

次回の委員会、まだ正式な日は決まっておりませんが、4月の中旬から下旬をを考えております。決定しましたら御連絡いたします。

そのほか、御不明な点等ございましたら、いつでも事務局まで御連絡ください。

○委員長

これで、第2回静岡県社会教育委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。